

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員が投稿させて頂くのは、今回で9回目になります。

今回は、皆様の企業や事業所において、「反社会的勢力（反社）との関係遮断」をより効果的に進めていくため、平成26年度の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関するアンケート結果を見ながら、少し考えてみたいと思います。

まず、このアンケートは、企業の反社会的勢力への対応の実態や、平成19年6月の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「指針」といいます。）



竹内 浩 弁護士

の導入状況を把握するため、昨年度、全国暴追センター、警察庁、日弁連民暴委員会が調査主体となって全国の企業1万社を対象としてアンケート調査したものです（回収率は27%）。具体的な結果の詳細については、警察庁のHPに掲載されていますので、是非ご覧下さい。

参照先 www.npa.go.jp/sosikihanzai/bouryokudan/boutai/20141127_enquete.pdf。

1 不当要求の頻度

過去5年間に反社から不当要求を受けたことのある企業は全体の4%（107社）との結果は、意外に少ないと思う反面、それらの半分以上の企業が毎年のように不当要求を受けているようです。

もちろん、企業の業種や規模によるのかもしれませんが、ひとたび反社がやってくると、繰り返し狙われるという経験則を裏付けていると思います。

2 不当要求の相手方の属性と脅しの内容

過去5年間に反社から不当要求を受けた際の相手方の属性について、「えせ同和」や「えせ右翼」も相変わらず多いようですが、「相手が何者かわからなかった」という回答が2番目に多く、さらに、脅しの内容として、「不安になるような漠然とした危険」を感じたという回答が1番多かったことは注目されます。暴対法の中止命令や暴排条例などの効果により、反社が属性を明らかにしないまま、巧妙に不安感をおおる傾向は、より強まったものと推察されます。

そのような連中に対して、漠然とした不気味さを感じて、いわれるままに不当要求に応じてしまうことのないよう、「平素からの対応」が極めて重要であるといえます。

3 不当要求を受けた場所と手段

不当要求を受けた場所として、本社や主たる営業場所と支社、支店などの常設の施設を併せると圧倒的に多く、また、不当要求の手段としては、電話と面会が圧倒的に多いようです。

これは、責任者講習等でもお話している、相手の指定する場所などには行かないよ

うに、という心構えが浸透しているのでしょうか。

そして、企業や事業者の方にとって、自己の社屋や店舗で対応できるというのは、マニュアルの作成、データベースの活用、組織的な対応、対策の訓練など、努力次第で、「平素からの対応」の成果を出せることを意味します。逆にそのような場所で、一度でも不当要求に応じてしまうことは、極めて危険であることも示唆しています。

4 不当要求への対応状況

過去5年間に反社から不当要求を受けたことのある企業の30%以上の企業が、組織として対応したと回答しており、また、23%の企業が警察、暴追、弁護士会等の外部機関と連携して対応したと回答しているのには、感心しました。そのような企業は、「平素からの対応」を怠りなく努力して効果を上げていているといえます。

他方、担当者のみで対応したという回答が2番目に多かったことには、大きな不安があります。仮に、担当者に普段から厳しい訓練を施したとしても、限界があることはいうまでもありません。是非とも、「平素からの対応」として組織的な体勢を確立することをお勧めします。

5 対応結果と理由

過去5年間に反社から不当要求を受けたことのある企業の85%は、不当要求には一切応じなかったとしており、頼もしく感じます。

他方、不当要求に応じてしまった企業の合計金額は「1万円以上10万円未満」が最も多く、過半数は50万円未満で、500万円以上の要求に応じてしまった企業は4社にとどまっています。

そして、要求に応じた理由としては、「応じなかったら報復、糾弾等を受ける危険性があると思ったから」、「威圧感を感じたから」、「相手をするのが面倒になったから」などの順になっています。

これらの結果を見れば、「不安感をあおる」「少しくらいならと思わせる程度の金額を繰り返しせびる」という反社の作戦がうかがえます。

どんなに少額でも、ひとたび屈してしまうことの危険性を肝に銘じて、「平素からの対応」と「有事の対応」を粘り強く実践していくことが大切です。

6 不当要求に応じない方策

不当要求に応じてしまった企業の反省として、「警察、暴追、弁護士会等の外部機関と連携する」という方策の重要性が指摘されています。また、2番目には「役員等の幹部と協議し、組織として対応する」という回答になっています。

まさに、「平素からの対応」を怠ったことで、不当要求に屈してしまったことに他なりません。

7 「指針」について

「指針」を知らなかったとの回答が43%に上っていたことは残念でなりません。他方、「指針」を知っていた企業の80%近くは、取組みを行ったそうです。

最も多い取り組みは契約書・取引約款等の暴力団排除条項に関するものでした。

まだ、活用する機会がない企業が多数に上っていますが、現実に契約解除に結び付けた企業が約10%あったことに注目すべきです。

いわゆる「暴排条項」がないと、「反社」との関係遮断に関して、大きなリスクに

つながります。「業界団体からの働きかけ」で盛り込んだ企業が大半ではあるものの、既に見てきたように、一度でも不当要求に応じてしまうことの危険性を考えれば、いざというときの守り神であることはいうまでもありません。「暴排条項」の導入は、最優先課題であると考えべきです。

8 おわりに

以上は、委員会の公式見解というわけではなく、あくまで私見に過ぎないことをお断りしておきます。皆様一人一人、「反社との関係遮断」に向けての進め方を考えて頂ければと願っております。具体的事件でお悩みの際はもちろん（有事の対応）、今後の進め方に不安な方も（平素からの対応）、是非とも埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談ください。

寄稿者

さいたま市大宮区宮町2丁目10番地シンテイ大宮ビル2階

弁護士法人つかさ総合法律事務所 ☎ 048-525-5110 FAX 048-648-0733

関東弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会

埼玉弁護士会 民事介入暴力対策委員会

竹内 浩 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信 N0.76」から編集したものです。